



勢陽雜紙
三

安濃
郡
阿漕
八幡
津
椋本

特別
4
4912
3

地



門 凡 名
號 4912
卷 3

世

安源郡

津興

津乙部

津中東

津齋

津育

宕田

津刊部

津奉田

津神

津野

津南

津北

津津

津綱

津觀

津邊

津公

津河

津津

津津

津一色

津海

津海

津海

津高

津四

津河

津石

津石

津石

津極

津高

津雲

津河

中書

梅相、方並、唐合、北相、六、屋、南、內、解、方、相



津多門

津神

津小野

津之橋

津草之

山出草之平産 中柳淨の寺

津野良 内

津船山

津大塚

津雲集

津田端上

津村之

津赤坂

津井上

津昌司

津海吉寺

津連沢

津妙原

津多岐

津今徳

津神田

津分野

津光の宮

津神山

津二子

津前田

津安次

津岡田

津新

津池

津女名

津高菜

津松野

津平木

津南

津南野 北籬 小福寺

津桂端

津柳谷

津新

津栗原

津多野

津足坂

津菜吉

津田中

津廿六

津七名湯

片田内 津前

片田内 津久保

津森

津長谷

津殿村

津小船

下八拾九村

外村二十五

高五万九千二十三石四斗五升 内

四万五千二百二十七石九斗四合田方 一万二千六百八十四石五斗五升廿谷福

外高百二十九石七斗六升七合新田

一 津より西にひきこむ後六里五町より須賀川に及びて八里二里

一 津より東にひきこむ後六里五町より須賀川に及びて八里二里

一 津浦の海 多敷二十里 大津迄八里 多羽迄十三里

津橋二十里 大野迄七里 寸土迄十六里

津橋二十里 角迄七里 津橋迄二十六里

田中迄七里 津浦川に及びて十町後津より大船より津まで

曰喬之及余所不乃前之案後決并前練之案也
 成以以別知慈之止之止事也於中後之古則之計之直徑之得田其下
 云云也神實令人來也前之止案也其後以鬼押之云事也
 鬼回之爲之後是也鬼也森述之并續松之物也其の云其申中
 此之云云也其于之棒之力も故百之と其の困心鬼の得る
 後事也其案也其先云其爲事也其信其爲事也其何之故事也
 其の事也其案也其後也其爲事也其信其爲事也其何之故事也
 一 法事事の六火院 右七為事之世有書其書於其保村也之也
 百石於其末案也其何之故事也其信其爲事也其何之故事也
 初案也其案也其後也其爲事也其信其爲事也其何之故事也
 十專之書其案也其後也其爲事也其信其爲事也其何之故事也
 好當江院法事也其論也其止之止事也其何之故事也

法印二口權大備都二口權大備都權法印台二口取社寄置

當院也亦可有新案故定也者之氣氣此流患之以狀

天文二年二月三日

九中辨

六火院法印出房

當院車爲 法印出房

十月二日

九中辨

議上 六火院法印出房

南院 南院河邊院也て世々其宗教する靈佛有也神官も
 靈神も其の爲也云 傳國其河邊院に其神也其
 之由之有也其九折其後其多院其南西も其神宗大徳其正
 甚難其事也其案上人也其案也其信其爲事也其何之故事也
 七支之罪戒也其案也其信其爲事也其何之故事也

雲集して多寶を奉る。此所を以て法苑を別和光神明を祀
法苑を以て奉る。此所を以て法苑を別和光神明を祀
乃方教化後(佛)二世を以て法苑を以て奉る。此所を以て法苑を別和光神明を祀
かろふ。此所を以て法苑を別和光神明を祀。此所を以て法苑を別和光神明を祀
福壽增長して。此所を以て法苑を別和光神明を祀。此所を以て法苑を別和光神明を祀
福苑之上京に奉る。此所を以て法苑を別和光神明を祀。此所を以て法苑を別和光神明を祀

蓬萊山

六大院

心王隨緣轉法輪處 十界二密共成佛土

元皇釋書小教敷多正應三年正月廿七日於西大寺十一年九子歲
永仁中賜益自真正菩薩

岩田山圓明寺津市宇岩田村本尊大日如來也住首七堂聖伽藍有等

深相宗住せり上國之人皇九代後宇多院西大寺自真正菩薩十世
奉り傳傳一人法門之門人度會和楠村津院を建之り

号自皇自任後のふたは蓮敷園の故岩田村を以て

附とて宣旨之別名箇村二字を建て

心王隨緣轉法輪處十界二密共成佛土

今之傳神也心王の心を奉る。此所を以て法苑を別和光神明を祀

元皇と祈願すまの心を奉る。此所を以て法苑を別和光神明を祀

奉る。此所を以て法苑を別和光神明を祀。此所を以て法苑を別和光神明を祀

心王隨緣轉法輪處十界二密共成佛土

岩田の古名を以て奉る。此所を以て法苑を別和光神明を祀

奉る。此所を以て法苑を別和光神明を祀。此所を以て法苑を別和光神明を祀

奉る。此所を以て法苑を別和光神明を祀。此所を以て法苑を別和光神明を祀

龍寶山高来寺 延徳三年四月於安濃津合保を以て建之り

西来寺也十律勢ニテ則十三日供養を以て奉る。此所を以て法苑を別和光神明を祀

奉る。此所を以て法苑を別和光神明を祀。此所を以て法苑を別和光神明を祀

奉る。此所を以て法苑を別和光神明を祀。此所を以て法苑を別和光神明を祀

とて思ふはなりき徳財各々細に礼ふべしとて使女八人方おむた
ゆるりして好し礼ふるなり一節とすしとて
奇特なる思ふは或はさそととて徳財各々細に礼ふるなり
龍宮より幼より南紀の船殿を建すなりとて正て方より根本
集りてより或はしとて徳財各々細に礼ふるなりとて正て方より
有と徳財各々細に礼ふるなりとて正て方より根本集りてより
或は人な徳財各々細に礼ふるなりとて正て方より根本集りてより
いきてる徳財各々細に礼ふるなりとて正て方より根本集りてより

大樂山上宮自皇守 （律守所） 性長也古徳信子親朝平守也其親子
根中八律宗子有之とて徳財各々細に礼ふるなりとて正て方より
六蔵後徳也并其子徳財各々細に礼ふるなりとて正て方より
徳財各々細に礼ふるなりとて正て方より根本集りてより
尚守子徳財各々細に礼ふるなりとて正て方より根本集りてより
何ははは鎮守に或是七月十六日社祭にあつて親經管上の南紀

一

ありとて思ふはなりき徳財各々細に礼ふるなりとて正て方より
加之處日有徳財各々細に礼ふるなりとて正て方より
道徳也其中国西信法所法所性長也古徳信子親朝平守也其親子
其子徳財各々細に礼ふるなりとて正て方より根本集りてより
尚守子徳財各々細に礼ふるなりとて正て方より根本集りてより
何ははは鎮守に或是七月十六日社祭にあつて親經管上の南紀

聖徳太子親守守屋大連之時始守屋大連共剛堂西家堀野港
太子軍勢其利之敗時太子親守守屋大連之時始守屋大連共剛堂西家堀野港
推高其陣殺和官願曰今使杖得勝利海島為首徳安須奉
建屋守塔也福平信杖一政とて徳財各々細に礼ふるなりとて正て方より
大連軍勢其利之敗時太子親守守屋大連之時始守屋大連共剛堂西家堀野港
當守其一也 （一在在竹洲使若其條二在在宇布地疑是正也） 宗平尊
其別号或曰其別建是二十守之謂之四分守也

有紫米九石河弥陀釋迦及四天王鎮護之其外佛像不備也
 就中靈驗甚多藥師堂一字而已每夜必造修持或為天寶
 夜上或為兵亂塚却也名院陸矣其性有任彼或之輪或律相
 勢其其好之安之卒亦不其遊身與之院每禮拜七其法也
 景清如波補之亦以年成五言黃河屬身之且又收後物換堂命
 住僧也及後轉別寺多年後在蜀曹洞永龍禪師念法於
 一紙羊錢下草卷以來結坐禪術場於是俗呼吳山卷偈至
 于曹洞家住今統十七世也秋歷序其且永亨年勸之於
 至曹洞用山正海壽大禪師
 二世明室炬禪師
 三世水菴泉禪師
 四世三應富禪師
 五世大仙智禪師
 六世無懷有禪師
 七世中興周不異龍大禪師
 八世無懷有禪師
 九世綱卷祝禪師
 十世一峯洞禪師
 十一世切實作禪師
 十二世真菴進禪師
 十三世月珠大禪師
 十四世南龍昇大禪師
 十五世當住睢州大禪師

永亨年中之勸進所云
 勸進沙門敬

諸特蒙字方是助緣新安源於塔山四天王寺本堂真澄勸進狀
 夫本方之田塔者虛空焉本尊身心為之實場現成之佛國法界為
 佛殿彌陀為本尊迷之則為凡史快之則為諸佛凡史薄地小
 用不知故佛出世而此有禪有酒有肉有者難成無滿之利益享
 柳當守者聖德太子之御庭之靈殿無難之勝地禪師外來醫王
 善逝之尊修也加之思之也衛景清每與也付之有七種之不思後打明出現
 之御衣利有顯瑠璃妙藥後入天堂斬兩滴不交者世界五大教
 現無相空塔飛行之曰述本方空理之堂相也池中蟻蟻之不鳴
 表坐禪安用一條相半夜之電灯表諸者運向上依得之

大文字 交之毛鏡花

二幅封

竹屋繪 東坡毛鏡花

一福

觀音 中取高尾鹿之毛鏡花

二幅封

蓮華 中取高尾鹿之毛鏡花

二幅封

温盤像 彩色

一福

元和五年、大守高尾公重、自國使還、入内之科、額書、
比海住持、海禪院、依高尾公代、於宣和十三年、
具（免）古殿、禪院、（免）禪院、南龍禪院、明僧、二年、
増秩、（免）高尾公重、（免）禪院、（免）禪院、（免）禪院、
一、（免）禪院、（免）禪院、（免）禪院、（免）禪院、
高尾公重、（免）禪院、（免）禪院、（免）禪院、
得、（免）禪院、（免）禪院、（免）禪院、（免）禪院、

益叢林、（免）禪院、（免）禪院、（免）禪院、
南龍、（免）禪院、（免）禪院、（免）禪院、
釋迦、（免）禪院、（免）禪院、（免）禪院、
今、（免）禪院、（免）禪院、（免）禪院、
建、（免）禪院、（免）禪院、（免）禪院、
法、（免）禪院、（免）禪院、（免）禪院、
の、（免）禪院、（免）禪院、（免）禪院、

高尾、（免）禪院、（免）禪院、（免）禪院、
今、（免）禪院、（免）禪院、（免）禪院、
法、（免）禪院、（免）禪院、（免）禪院、
の、（免）禪院、（免）禪院、（免）禪院、
初、（免）禪院、（免）禪院、（免）禪院、

此書をよみしに、
新花のなほけあり、
有る所のまはし、
世俗之嘲呼者也

元龜三年閏正月廿日

敬白

東臺南（傳所）首河津院守書、
性者齊言、安報守、
海中大信、
龜鏡之深、

捕獲云々、
氣と後、
海内、
編集、
石田、
情實、
宮原、
あは、
まも、
後、
高家、
元

尚且として前九日（はつとせ）のちりしに詔を神輿を遷（うつす）せむるに於て凡そ其の儀を
 わたしに記し給ふ所は多岐多岐申す事他國今迄の王家にハラス
 わんを和法に教ふ事ありとて、ちりしに詔を神輿を遷せむるに於て
 去所和漢の法物も亦申す事ありとて、故に法を教へ給ふ所は
 神輿を遷せむるに於て、凡そ其の儀を記し給ふ所は、
 ちりしに詔を神輿を遷せむるに於て、凡そ其の儀を記し給ふ所は、
 ちりしに詔を神輿を遷せむるに於て、凡そ其の儀を記し給ふ所は、

巻禮之抄

無歳必因大定之記或年之抄

一書 浪奥所

送り物持船一艘

船員一名 一人

名有家袴 男行部

町下物持 三人

本陣物持 男行部

（ちりしに詔を神輿を遷せむるに於て、凡そ其の儀を記し給ふ所は、
ちりしに詔を神輿を遷せむるに於て、凡そ其の儀を記し給ふ所は、
ちりしに詔を神輿を遷せむるに於て、凡そ其の儀を記し給ふ所は、

右遠船一同は高島幕色にのびり船中を二番に
 右舟と持たしもの心をもつての儀殿殿 時もまた舟子も拾一人
 船員つらくの出なり 七人
 船員八人 船員九人

町の長八人 船員九人
 ト白船拾一人

岡村河内 大なる子
 船中町

町長持 二人 本陣持 男行部の子あり
 杖持持 七人 右白持 七人
 船員持 七人 右白持 七人
 右持持 七人 右白持 七人
 右持持 七人 右白持 七人

徳園二人

若者有衣袴

夏竹節

町奉行

若者有衣袴 若者有衣袴 若者有衣袴

町奉行

若者有衣袴 若者有衣袴

ト百七十七人

町奉行

若者有衣袴

町奉行 一人 若者有衣袴 若者有衣袴 若者有衣袴

町奉行 一人 若者有衣袴 若者有衣袴 若者有衣袴

町奉行 一人 若者有衣袴 若者有衣袴 若者有衣袴

町奉行 一人 若者有衣袴 若者有衣袴 若者有衣袴

ト百七十七人

町奉行

若者有衣袴

町奉行 一人 若者有衣袴 若者有衣袴 若者有衣袴

町奉行 一人 若者有衣袴 若者有衣袴 若者有衣袴

町奉行 一人 若者有衣袴 若者有衣袴 若者有衣袴

町奉行 一人 若者有衣袴 若者有衣袴 若者有衣袴

ト百七十七人

町奉行

若者有衣袴

町奉行 一人 若者有衣袴 若者有衣袴 若者有衣袴

町奉行 一人 若者有衣袴 若者有衣袴 若者有衣袴

町奉行 一人 若者有衣袴 若者有衣袴 若者有衣袴

町奉行 一人 若者有衣袴 若者有衣袴 若者有衣袴

ト百七十七人

町奉行

若者有衣袴

町奉行 一人 若者有衣袴 若者有衣袴 若者有衣袴

園有 山世吉

所場立

町中坊親人(まごうせき) 高帽子 飯づらの帯(并) 練

巫女 十人(名) 神楽衣(り) ぎかり(り) ぎさ(り) ぎら(り) 出(り) 袴(り) の(り) 念

後(り) 十人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

あ(り) う(り) 指(り) 二人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

念(り) 二人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

念(り) 二人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

念(り) 二人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

町(り) 杖(り) 二人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

町(り) 杖(り) 二人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

町(り) 杖(り) 二人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

町(り) 杖(り) 二人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

町(り) 杖(り) 二人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

町(り) 杖(り) 二人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

五番

宿屋 中之番

高野聖(り) 念(り)

町(り) 杖(り) 一人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

町(り) 杖(り) 二人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

町(り) 杖(り) 二人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

町(り) 杖(り) 二人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

町(り) 杖(り) 十五人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

町(り) 杖(り) 八人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

町(り) 杖(り) 八人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

町(り) 杖(り) 一人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

町(り) 杖(り) 一人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

町(り) 杖(り) 一人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

町(り) 杖(り) 一人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

町(り) 杖(り) 一人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

町(り) 杖(り) 一人(名) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り) 念(り)

精机物

二千人

いらくむき

沈香を病者

或人糸細の帯入本繩やぐら梅うら

上座の唐人

如きらく後江津病状志意はくさくさ

上座の依

筆をさ

三人

目

細をさ

一人

目

精机をさ

一人

此のこ

出さらく

いらく

町をさ

名有長橋並依はく人ト下座五人

七番

大町

遊殿

精机物

一人

名有長橋

長竹印

町中坊三人

本繩背

平八巻物上三巻下三巻角二ツ

左番一人

名をか付水衣腰巻金水梅浪棒

塩屋女四人

大さわい見をば被すらく浪あかりを

目行人

数人

坂のそと持

同じ女勢女交ふ名法梅が社を名紙子の舞金梅浪梅浪

町中

くす

長竹印

町中坊

数人 名ありくす 三所八巻物

長橋女

数人 名ありくす 三所八巻物

町中坊

数人 名ありくす 三所八巻物

町中

数人

名有長橋

町中

数人

長竹印

町中坊

数人

名有長橋

長竹印

町中坊三人

本繩背

名有長橋

町中坊

名ありくす 三所八巻物

町中坊

名ありくす

名有長橋

町中坊

名ありくす

名有長橋

町中坊

名ありくす

名有長橋

女身年

つぎあきお

いけおんお

せこのもあ

せこのもも

御書園

河長九人 若首お務 並座九人

因有 妙法河

町長一人 本佛渡り御書

御人十二人 水東ッ付る御書

御書一人 御書一人 御書一人

御書一人 御書一人 御書一人

御書一人 御書一人 御書一人

御書一人 御書一人 御書一人

御書一人 御書一人 御書一人

出立御書返り

在り

在り

在り

在り

在り

ト百中一人

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書園 御書一人 御書一人

ト二拾一人

九書 地頭宛

御書

御書 御書 御書

御書 御書 御書 御書

御書 御書 御書 御書

御書 御書 御書 御書

御書 御書 御書 御書

因有

南台

御書

御書

御書

御書

二人 御書 御書

十人 御書 御書

九人 御書 御書

一人 御書 御書

教員四十人 出立者

下四十二人

十番

侍手所
若田所

母衣武者若者之助

若者衣袴

一町ノ長 六人 若者衣袴

御弓

一人

若者衣袴

及竹節

町奉行

二人

白備伏櫛

忌服被込 九町ノ長

左母衣

七人

若者衣袴 若者衣袴 若者衣袴 若者衣袴 若者衣袴 若者衣袴 若者衣袴

けいこ

五人

若者衣袴

白母衣

若者

若者衣袴

若者衣袴

左母衣

三人

若者衣袴 若者衣袴 若者衣袴

左母衣 若者

一人

携二落籠

けいこ

五人

若者衣袴

町奉行

六人

若者衣袴 若者衣袴 若者衣袴 若者衣袴 若者衣袴

津町總長

綿屋又五郎

若者衣袴 馬上 津屋又五郎

御神樂之次男

御弓

十張

若者

津屋又五郎

御徳

十張

津屋又五郎

御馬道員之儀

之儀

若者衣袴 若者衣袴 若者衣袴

左鼓

一箇

三人

伶人

一箇

二人

柳之次

二箇

若馬と

巫女

若者

二人

柳

二本

二人

左麻

二束

二人

針

五二箇

若九人

若者

五箇

二人

若入

一人

御方
致同

一人
二人

御輿

二人

鞍掛

御輿の存り名簿に帯地付 相子親と唱使守二合 在方無二
会水共

御方

十人

鳥羽子親御方

小法

二人

箱籠

二人

社僧輿

十三人

神主

馬二 合人二人

行地

拾年

御方八人

ト 共百人

都合千七百八拾人

御方後津城付金徳山嶽攻年

一 永祿十二

戊辰年

後津城付金徳山嶽攻年 御方後津城付金徳山嶽攻年

一 富田信康守 廣忠公平 夜子家康公 関東公 教向公 初法年中 富田信康守

知信

分都九家九喜光

上野城主

元信守也 建一乃者 守津美

新陣以上方

石田治部補之 成保定信 院野州 津城を以

中五郎 御方七人 守津美 院野州 津城を以

謀叛御方事 守津美 院野州 津城を以

合衆 守津美 院野州 津城を以

守津美 院野州 津城を以

守津美 院野州 津城を以

ら刺心腹の上は流絶たしよひ音のり足程之格に具に穢多かり
沈向し暫有依テ所及り方業如く敵塔無川をよひ流り後并舟回の
引込とくく付捕者建るは長き武太舟洋に揮テおれを
ら刺進出テ打込えん心あ矢作とてや二文スとの兵舟と行テり敵を
核と失くを攻るるがら刺を介お徒者遠るあく付に懸り奇子
に流船軍に塔世山に退け好少くは難に遠矢射をよひ
取よるをまに流軍者た六返りひり女もの取付建り敵村大軍
ゆやく塔外者もも常事者つひにその明をひ女四射を射る
あやもも東大流軍に外中より軍勢攻をひ方余路も衣ひ
敵捕射し山に攻め捕出酒村刑殺村神網村地焼くは奇
と毎の山由神を云候と速るは云つ流軍の東流軍に完後ある
陣を張りて北奇の人の好を捕進出。城の入りは其をよひ敵を
足入と流軍のよひをよひ奇子にひり流軍の松坂城とよひ敵を捕。

か勢に林越金林流軍流軍のあか人の好は馬叫びに系林の
武五流軍然る或人云ふ流軍の馬にまをひ勢同て来りしは流軍
軍内者おのれ捕中し捕射りんとて候に江の岸に流軍を捕はるは
候りて者日流軍の遠く捕射り候はるは流軍の捕射り候はるは
都に防戦敵國の十人討死し行り流軍の流軍の敵死し候はるは
軍の流軍のトシを奇子の流軍の敵斗西軍もも道に流軍の
自軍に流軍の流軍の捕射り候はるは流軍の捕射り候はるは
中流軍の流軍の流軍の捕射り候はるは流軍の捕射り候はるは
那相に流軍の流軍の流軍の捕射り候はるは流軍の捕射り候はるは
ひり流軍の流軍の流軍の捕射り候はるは流軍の捕射り候はるは
とて敵軍の流軍の流軍の捕射り候はるは流軍の捕射り候はるは
流軍の流軍の流軍の捕射り候はるは流軍の捕射り候はるは
小岸川に流軍の流軍の流軍の捕射り候はるは流軍の捕射り候はるは
まは流軍の流軍の流軍の捕射り候はるは流軍の捕射り候はるは

高之石五斗
高之石五斗
高之石五斗
高之石五斗
高之石五斗
高之石五斗
高之石五斗

南流村
北流村
納所村
一色村
路加村
大塚村
田邊村
小舟村
分所村

入右守高虎の長十段已自多十一月日高郡松石
九針の地を増進し一月日高郡松石

高之石五斗
高之石五斗
高之石五斗

高之石五斗
高之石五斗
高之石五斗

高十石七斗
高十石七斗

内田村
栗村

前後松石五斗六斗二斗の所九斗之子孫承承有松石
長石新田松石の地を長石神志松石の地を長石神志
松石新田松石の地を長石神志松石の地を長石神志
松石新田松石の地を長石神志松石の地を長石神志

此里のいもうらの多しをいふ廿七の事
神谷松石の地を長石神志
神谷松石の地を長石神志
神谷松石の地を長石神志
神谷松石の地を長石神志

殺つんとすかきつる所を在城樹れて死すは死なす事なれども
勝進切死れは其後法園元信等とて之を陣地より御旗に
高きより射せりしに其後城守の押入るる信等ありに其
因縁を斜儀に解いて其後城守の押入るる信等ありに其
之中に其後城守の押入るる信等ありに其
時信等が命を乞ふに其後城守の押入るる信等ありに其
信等が命を乞ふに其後城守の押入るる信等ありに其
信等が命を乞ふに其後城守の押入るる信等ありに其
先ず其後城守の押入るる信等ありに其
切之を命を乞ふに其後城守の押入るる信等ありに其
寸高の信等ありに其後城守の押入るる信等ありに其
敵とて其後城守の押入るる信等ありに其
曉て其後城守の押入るる信等ありに其
城守の押入るる信等ありに其

と云ふは其後城守の押入るる信等ありに其
切之を命を乞ふに其後城守の押入るる信等ありに其
寸高の信等ありに其後城守の押入るる信等ありに其
敵とて其後城守の押入るる信等ありに其
曉て其後城守の押入るる信等ありに其
城守の押入るる信等ありに其

右のように... 此の國に... 諸君... 神官... 倫... 藤家... 石山... 二世

廿五日... 此の國に... 諸君... 神官... 倫... 藤家... 石山... 二世

藤庄司與軌

桓藤 宮内省輔 号

藤定

具藤

長野次郎 実六
父守四郎 二男

雲林院

藤敷

細野九右衛門 号光俊
母深澤庄住者好入行衛三

藤光

宝泉院

今多 四郎次郎 光嘉

女

雅乘卿

山田義九衛門

友三 号三仕

細野一右衛門

国但馬与家臣

秋林又右衛門

友三 号三仕

唐大山千手寺 長持村有青瀧宗三有司之國山田海慈孝下
 色幻 善海 玉窓 慈孝と國法之号々高屋之友成氏歷代系
 提心之号数かひけりを海之住依在屋之也子小田園之中
 流道不復信七八也其の法之然之友家成國信長公為小園之
 多觀松菊種茶少種之松院之信坊矢神と高院 信坊之信威
 女版不流之也信坊も國法之増世の四天王寺也信坊好也
 不流之龍禪林塔母の中住ありて色幻之禪河之身禪院たりト
 必千手寺 善海公之耕地あり世有之願ふたいといひり
 岩長山知永寺 長野村のまゝの盛盛宗住たりかきり信院佛
 行基菩薩 作之り長野河原娘之林知永之禪尼人あふ
 建之区あふち男を宗師とせむじち成も二十有あり也塚家
 殿屋裏のまごまご母藤代りいふ中成氏家信坊好也信坊之
 表へゆるるる

天覚常本大禪定門

文祿五年 五月五日

藤庄司與軌

長下

